

最高裁秘書第3544号

平成29年8月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

7月25日付け（同月26日受付，最高裁秘書第3347号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年4月3日付け裁判所共済組合最高裁判所支部作成の転入者及び新採用者宛て「お知らせ」文書（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

平成29年4月3日

転入者 各位

新採用者 各位

裁判所共済組合最高裁判所支部

お 知 ら せ

4月期において、共済組合関係の諸手続のために必要な書類は、別紙第1「共済組合関係書類の提出について（H29.4.1 転入者及び新採用者用）」のとおりです。

については、必要な書類及び添付書類を、定められた期限までに各局課の庶務事務担当者を通じて、当支部に提出してください。

## 共済組合関係書類の提出について(H29.4.1 転入者及び新採用者用)

H29.4 裁判所共済組合最高裁支部

チェック欄	番号	書類名	提出者	記載要領及び留意事項等	添付書類	提出期限 (庶務事務担当者 必着期限)
<input type="checkbox"/>	1	被扶養者申告書	転入者 新採用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布した申告書の記載内容(印字)について、訂正がある場合は朱書きで訂正する。</li> <li>記載内容を確認後、氏名横に押印する。</li> <li>「職業」欄について、小学生以上を「学生」とし、学年を具体的に記載する。(例:「小学6年生」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被扶養者なしの者→添付書類なし</li> <li>(2) 被扶養者ありの者→「申述書」を添付 <ul style="list-style-type: none"> <li>申述書について</li> <li>裁判所共済組合HPから様式を取得し、組合員の収入により主として生計を維持していることを具体的に記載する。(別紙第2「申述書(記載例)」参照。)</li> </ul> </li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	2	被扶養者申告書(取消) ※用紙は裁判所共済組合HPからダウンロードする。	転入と同時に被扶養者の認定取消を申告する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者が就職する等の理由により転入と同時に認定の取消を申告する場合は、転入の認定を受けた後、認定を取り消すこととなるので、1及び2の書類を同時に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申述書(取消)</li> <li>扶養しなくなった理由を具体的に記載する。</li> <li>就職先の健康保険証又は採用辞令の写し</li> <li>組合員被扶養者証(返却)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	3	長期組合員資格取得届	新採用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金番号は必ず記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳の写し等、基礎年金番号が記載された書類</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	4	長期組合員資格変更届	転入者のうち、住所等を変更した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所、氏名、配偶者の被扶養者認定に変更が生じた場合に提出する。</li> </ul>	なし	
<input type="checkbox"/>	5	国民年金第3号被保険者住所変更届	被扶養配偶者が住所を変更した者		なし	
<input type="checkbox"/>	6	児童手当・特例給付認定請求書	受給者		<ul style="list-style-type: none"> <li>申述書</li> <li>世帯全員分の住民票(続柄の記載あり、個人番号の記載なしのもの。写し不可)</li> <li>銀行口座振込依頼書(児童手当用)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	7	財形貯蓄変更申込書 (「年金」・「住宅」)	転入者のうち、年金財形又は住宅財形の契約をしている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>別添「財産形成貯蓄申込等における個人番号の取扱い等について」の記2の留意事項等に従って提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人番号カードの写し」又は「個人番号通知カードの写し及び身元確認書類の写し」</li> <li>契約金融機関がゆうちょ銀行の場合は「保管証」</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	8	財形貯蓄変更申込書 (「一般」)	転入者のうち、一般財形の契約をしている者		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約金融機関がゆうちょ銀行の場合は「保管証」</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	9	旧組合員証 旧組合員被扶養者証 旧限度額適用認定証 旧高齢者受給者証	転入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>新組合員証等の交付と引き換えに、旧組合員証等をすべて返却する(新組合員証等の交付日は、おって連絡する。)</li> </ul>	なし	
<input type="checkbox"/>	10	(確定拠出年金) 第2号加入者に係る事業主の証明申請書	確定拠出年金加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書用紙は加入者が金融機関から取り寄せる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金番号の取得及び利用の取扱いに関する同意書</li> <li>基礎年金番号の提供に関する同意書</li> </ul>	

※上記のほか、個別の事情により、申述書に記載をお願いしたり、添付書類を追加で提出していただくことがあります。各局課の庶務担当者の指示に従ってください。

(別紙第2)

「申述書」記載例

(組合員が主として生計を維持している具体的事実の記載例)

(注) ※配偶者が被扶養者でない場合は、組合員と配偶者の収入について記載が必要です。

被扶養者 (被扶養者の状況)	記載例
1 妻(無職)	妻は無職無収入で私が扶養しています。
2 妻(パート)	妻は、〇〇商店でパートとして働いており、月額△△円(年額□□円)程度の収入がありますが、それだけでは生活できないので主として私が生計を維持し、扶養しております。
3 子(学生でアルバイト収入)	現在大学2年生で、アルバイトで月額5万円程度の収入を得ていますが、それだけでは生活できないので、私の収入により生計を維持しています。 配偶者(@@地裁職員)と共同して扶養していますが、私の方が年収が高く(私の年収は〇〇〇万円、妻の年収は●●●万円)、主として私の収入により扶養しています。 配偶者は、扶養手当に相当する手当等は受給していません。
4 子(無職)	現在中学2年生で無職無収入のため、主として私の収入により生計を維持しています。 配偶者(会社員)と共同して扶養していますが、私の方が年収が高く(私の年収は〇〇〇万円、妻の年収は●●●万円)、主として私の収入により扶養しています。 配偶者は、扶養手当に相当する手当等は受給していません。
5 子(学生でなく収入がない)	長男は高校卒業後、受験勉強に専念するため、無職無収入です。配偶者(会社員)と共同して扶養していますが、私の方が年収が高く(私の年収は〇〇〇万円、妻の年収は●●●万円)、主として私の収入により扶養しています。 配偶者は、扶養手当に相当する手当等は受給していません。
6 子(組合員が単身赴任中で、被扶養者でない配偶者と子が同居している場合)	長男は高校2年生で、無職無収入で私が扶養しております。単身赴任中のため、子は配偶者と同居しておりますが、私の方が年収が高く(私の年収は〇〇万円、妻の年収は●●円)、扶養は主に私の送金により行っています。配偶者は、扶養手当に相当する手当等は受給していません。
7 父母等(別居の場合)	母は一人暮らしをしていますが、現在無職で収入は年額75万円の国民年金(老齢基礎年金)のみであり、それだけでは生活できないため、月額8万円送金し、主として私の収入により生計を維持しています。なお、父は既に他界しており、また、母には2人の子(私と妹)がいますが、妹は送金等をしていません。
8 父母等(同居の場合)	母は年額〇〇円の厚生年金を受給していますが、それだけでは生活できないので、私の収入を主として生計を維持しています。なお、他に同居の扶養義務者である父がいますが、収入は年額〇〇円の年金だけのため、母の扶養は私が行っています。